

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 7 日

一般社団法人 日本精神科看護協会 御中

厚生労働省医政局総務課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
妊娠中の医師、看護師等への配慮について

別添の通り各都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）あてに事務連絡を発出いたしました。貴団体におかれては、同内容について、貴団体会員に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

事務連絡
令和2年5月7日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局看護課
厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた 妊娠中の医師、看護師等への配慮について

新型コロナウイルス感染症に係る医療法上の臨時的な取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について」（令和2年2月16日付け厚生労働省医政局総務課・健康局結核感染症課事務連絡）等においてお示ししてきたところです。

上記に加えて、政府としては、令和2年4月1日付けで、『妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策』をとりまとめるとともに、一般的に妊婦が肺炎に罹患した場合には重症化するおそれがあることを踏まえ、経済団体及び労働団体へ、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備やテレワーク、時差通勤の積極的な活用の促進等に関する要請を行っています。

さらに、令和2年5月7日付けで「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」が改正され、妊娠中の女性労働者が、保健指導又は健康診査を受けた結果、当該女性労働者の作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響があるとして、母子保健法の保健指導又は健康診査を行う医師又は助産師からこれに関する指導を受け、それを事業主に申し出た場合には、事業主は、医師又は助産師の指導に基づき、当該女性労働者が指導事項を守ることができるようにするため、作業の制限、出勤の制限（在宅勤務又は休業をいう。）等の措置を講じることとされました。

医療機関においても、地域における新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、妊娠中の医師、看護師等が新型コロナウイルスに感染することを防止するために休暇を取得させること等の配慮をお願いするとともに、妊娠中の医師、看護師等が休暇を取得する等の場

合における医療法上の取扱いについて、下記のとおりまとめましたので、内容を御了知の上、管内医療機関へ周知をいただくとともに、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

なお、これらの取扱いについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るための臨時的なものである旨、御留意願います。

記

1. 代替要員の確保について

看護職員の休みやすい環境整備の一環として、ナースセンター事業における、潜在看護職員等の届出情報を活用した都道府県ナースセンターによる復職支援による取組を活用し、代替要員を確保することも考えられるため、本事業のご活用についても引き続き検討いただきたい。

また、女性医師等の就業支援の一環として、公益社団法人日本医師会女性医師バンクを活用して代替要員を確保することも考えられるため、本事業のご活用についても検討いただきたい。

2. 人員配置基準について

地域における新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、妊娠中の医師、看護師等が新型コロナウイルスに感染することを防止するために休暇を取得する場合等については、当該医師等を医療法第21条の規定に基づく医療法施行規則第19条、第21条の2、第22条の2及び第22条の6に定める医師等の数の算定に加える取扱いとして差し支えないこと。